

地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進コース)完了届・申請資格確認申請書

計画書認定番号第 _____ 号に係る事業所の設置・整備及び雇入れを完了したので届け出ます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

沖縄労働局長 殿

労働局
受理印

1 申請者	(1) 事業主	ほうじんめい 法人名 (※個人事業の場合、屋号等を記入して下さい。) フリガナ 役職・代表者氏名 (※個人事業の場合、事業主の氏名を記入して下さい。) 主たる事業所の所在地 〒 _____ 電話番号 (_____)	
	(2) 代理人・社会保険労務士 (申請者が代理人又は社会保険 労務士の場合のみ記入)	フリガナ 氏名 所在地 〒 _____ 電話番号 (_____)	
	2 設置・整備 に係る事業 所	(1) 名称	
	(2) 所在地	〒 _____ 電話番号 (_____)	
	(3) 雇用保険適用事業所番号		
	(4) 労働保険番号		
	(5) 産業分類・小分類番号		
	(6) 設置・整備費用	_____ 万円	
	(7) 沖縄助成金対象者数	_____ 人 (うち新規学卒者数 _____ 人)	
	(8) 計画日前日の雇用保険被保険者数	_____ 人	(9) 完了日の雇用保険被保険者数 _____ 人
	(10) 賃金締切日	毎月 _____ 日	
3 定着支援 措置	(1) 定着指導責任者記載欄	フリガナ 氏名	
	(2) 定着支援措置内容	○実施日: _____ 年 _____ 月 _____ 日 ○実施者: ○実施内容:	
4 計画日	計画日: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 完了日: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日		

※ 中小企業事業主の場合

5 中小企業事 業主の該当性 (事業所単位で なく、法人単位で 記入)	(1) 主たる事業 (右欄のいずれかの口に☑を記入)	<input type="checkbox"/> 小売業(飲食店を含む。) <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他(_____)
	(2) 資本の額又は出資の総額	_____ 円
	(3) 常時雇用する労働者の数	_____ 人

処理欄 (労働局記入欄)	計画日		計画書認定番号			完了届受理日	
	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日		第 _____ 号			令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
	局長	部長	課長	課長補佐	担当官	係長	担当

地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）完了届・申請資格確認届の記入について

1 申請者

- (1) 法人事業主の法人名、役職・代表者氏名（個人事業主の場合は、屋号等、事業主氏名）、主たる事業所の所在地を記入して下さい。
- (2) 代理人が本計画書を提出する場合は、代理人の氏名、所在地を、社会保険労務士法施行規則第16条第2項又は第16条の3の規定に基づき社会保険労務士が本計画書を提出する場合は、「提出代行者」又は「事務代理者」と記載の上、社会保険労務士の氏名、所在地を記入して下さい。

2 設置・整備にかかる事業所

- (1) 本助成金の対象となる事業所の名称を記入して下さい。
- (2) 事業所の所在地を記入して下さい。
- (3) 事業所の雇用保険適用事業所番号を記入して下さい。
- (4) 事業所の労働保険番号を記入して下さい。
- (5) 事業所の主たる事業に該当する日本産業分類の小分類の番号を記入して下さい。
- (6) 計画日から完了日までの間に引渡し及び支払いが行われた設置・整備の費用の額を記入して下さい。ここでいう「計画日」とは計画書認定通知書に記載されている計画日を指します。また、「完了日」とは、完了届を提出する日を指します。
- (7) 計画日から完了日までに入れた沖縄助成金対象者の数を記入して下さい。
- (8) 計画日前日における被保険者数を記入して下さい。
- (9) 完了日における被保険者数を記入して下さい。
- (10) 事業所の賃金締切日を記載して下さい。賃金締切日が1ヶ月内に2回以上あるときは、その月末に最も近い賃金締切日を記入して下さい。

3 定着支援措置

- (1) 雇い入れた求職者の職場定着を図るため任命した定着指導責任者の氏名を記入して下さい。
- (2) 定着支援措置の内容について、詳細に記載して下さい。なお、書ききれない場合は、任意の用紙に記載し、申請様式とともに提出して下さい。

4 計画日

計画日：計画書認定通知書に記載されている計画日を記載して下さい。

完了日：完了日を記載してください。

5 中小企業事業主の該当性

中小企業事業主に該当する場合に限り、記載して下さい。中小企業事業主には、以下の表の「主たる事業」ごとに記載されているいずれか（※）の要件を満たせば該当します。該当性は、当該事業所を含む法人の完了日時点を基準として判断するので、「資本又は出資額」、「常時雇用する労働者数」は、完了日時点の金額等を記入して下さい。

※ 医療法人等の資本金を有さない法人や個人事業主の場合は、「常時雇用する労働者」の要件を満たせば該当します。

主たる事業	資本又は出資額	常時雇用する労働者
小売業（飲食店を含む。）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下